

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月28日

総社市長 片岡聰一

総社市条例第41号

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年総社市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 紙</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>405,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000円</td></tr></tbody></table>	号 紙	給料月額	1	405,000円	2	455,000円	3	508,000円	4	574,000円	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 紙</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>392,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000円</td></tr></tbody></table>	号 紙	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円
号 紙	給料月額																				
1	405,000円																				
2	455,000円																				
3	508,000円																				
4	574,000円																				
号 紙	給料月額																				
1	392,000円																				
2	440,000円																				
3	492,000円																				
4	555,000円																				
<p>2～4 略</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項、第26条第2項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年総社市条例第4号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>2～4 略</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項、第26条第2項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年総社市条例第4号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>																				

改 正 後	改 正 前

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 令和7年12月に支給する期末手当に限り、改正後の条例第8条第2項中「100分の96.25」とあるのは「100分の97.5」と読み替えるものとする。
(令和7年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 4 令和7年12月に支給する勤勉手当の総額に限り、改正後の条例第8条第2項中「100分の88.75」とあるのは「100分の90」と読み替えるものとする。